

## 外国法事務弁護士が行うことのできる法律事務

<p><b>日本国法に関する法律事務</b></p>	<p><b>原資格国法に関する法律事務</b></p>
	<p>《原則として、取扱い可能》</p>
	<p>《例外的に、取扱い不可》</p>
	<p>以下の法律事務については、  <b>弁護士との共同遂行又は弁護士の書面による助言が必要</b>                  ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を目的とするが、主たる目的でない法律事件についての代理等                  ○親族関係に関する法律事件(当事者として日本国民が含まれるもの)についての代理等                  等</p>
	<p>○国内の裁判所等における手続についての代理等                  ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等                  ○原資格法以外の法の解釈・適用についての鑑定等                  ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等                  等</p>
<p>右の要件を充足しても、取扱い不可                  ○国内の裁判所等における手続についての代理等                  ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等                  ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等                  等</p>	<p style="text-align: center;">                 弁護士との共同遂行又は弁護士の書面による助言が必要                  法律事務の内容については同右             </p> <p>《例外的に、次の要件を充足すれば取扱い可能》                  ○当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務                  ○以下の者の書面による助言                  ・外国弁護士(当該特定外国における外国弁護士であって外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者)                  ・外国法事務弁護士(当該特定外国法が原資格法又は指定法)</p>
	<p>弁護士との共同遂行又は弁護士の書面による助言が必要                  法律事務の内容については同上</p>
	<p>《例外的に、取扱い可能》</p>
	<p>左の要件を充足しても、取扱い不可                  ○国内の裁判所等における手続についての代理等                  ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等                  ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等                  等</p>
	<p><b>指定法に関する法律事務</b></p>
<p><b>特定外国法に関する法律事務(取扱いの原則的禁止)</b></p>	

(注)

- 原資格国法: 法務大臣の承認の基礎となった外国弁護士となる資格を取得した外国において効力を有し、又は有した法
- 特定外国法: 原資格国以外の特定の外国において効力を有し、又は有した法
- 指定法: 法務大臣により承認を受けた者が所定の手続により指定を受けた特定外国法